

大北森林組合補助金不適正受給事案に係る事業主体等に対する請求の状況について

- 検証報告後の県の調査や国との事案の精査の結果、不適正に受給された補助金(※)は約16億1百万円。
- これまで大北森林組合等に対し法的に最大限可能な約9億65百万円を返還請求。
- 国庫返還を行ったものの、組合等へ返還請求できていないもの、加算金については、大北森林組合等に対する損害賠償請求を行うとともに、「しごと改革」による経費節減により対応。
- 大北森林組合及び元専務、ひふみ林業を除き、納入済み。

※県の受給した指導監督費を含む

【組合等への返還請求等の状況】

国・県ともに時効完成（415百万円）

県として時効が完成しているため、補助金返還請求できない。

国の時効未完成（県完成）（174百万円）

県として時効が完成しているため、補助金返還請求できない。

国・県ともに時効未完成（965百万円）

組合等へ補助金返還請求済

不用萌芽除去・指導監督費（46百万円）

県の誤った指導に基づくもの（不用萌芽除去）、県の行う指導監督への補助（指導監督費）であり、補助金返還請求できない。

加算金（353百万円）

県の指導監督の不備により課されたものであり、組合等へ返還請求できない。

【国費・県費の内訳】

県費
148百万円
時効完成

国費
267百万円
時効完成

県費
48百万円
時効完成

国費
126百万円
国庫返還

損害賠償
請求済②

県費
340百万円
時効未完成

国費
625百万円
国庫返還

補助金返還請求済 ①

県費
10百万円

国費
36百万円
国庫返還 ③

国費353百万円
国庫納付 ③

損害賠償請求済 ②

国庫返還額等11億40百万円
(網掛け部分)

【対応の状況】

(千円以下の端数切捨て。端数処理のため集計が異なる場合がある。)

補助金返還請求及び損害賠償請求

(間接補助については、最終受領者に計上)

(納入額、残額はR2.4.10時点)

(単位: 万円、万円以下切捨て)

	補助金 返還請求 ①	損害賠償 請求 ②	請求額 合計 ①+②	納入額	残額
大北森林組合	9億1,523万円	6,748万円	9億8,271万円	1,700万円	9億6,571万円
元専務理事	—	1億2,984万円	1億2,984万円	なし	1億2,984万円
ひふみ林業	1,505万円	1,709万円	3,214万円	43万円	3,171万円
県職員	—	450万円	450万円	450万円	なし
その他	3,488万円	—	3,488万円	3,488万円	なし
計	9億6,517万円	2億1,892万円	11億8,409万円	5,682万円	11億2,727万円

しごと改革等 ③

・H29までに懲戒処分による給与削減や事務経費の削減により対応 4,667万円

懲戒処分による給与削減	1,800万円
28年度	963万円
29年度	1,904万円

・H30までに「しごと改革」の断行による人件費の削減で対応 4億8,876万円

28年度	9,080万円
29年度	1億8,823万円
30年度	2億0,973万円

事業費 約16億1百万円